

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 7年 5月 24日

住 所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地

氏 名 協業組合 公清企業  
代表理事 原田 久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

札幌市長 桂 信



許可の年月日	平成7年5月24日	許可 番号	札リ指産施許可第7号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	廃酸，廃アルカリの中和施設		
設置場所	札幌市東区中沼45-23の内		
処理能力	300 m <sup>3</sup> /日		
許可の条件	特になし		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		